



平成 28 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ ワ チ 薬 品
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 河 内 伸 二
(コ-ト`番号 2664 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 小 松 順 嗣
(Tel. 0285-32-1131)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 7 日開催予定の第 49 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように会社法第 426 条及び第 427 条に定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 29 条(取締役の責任免除)及び第 38 条(監査役の責任免除)の規定を新設するとともに、新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。なお、定款第 29 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款第 5 章第 32 条第 3 項(監査役の選任)について、根拠条文の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 | 平成 28 年 6 月 7 日 |
| (2) 定款変更の効力発生予定日 | 平成 28 年 6 月 7 日 |

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第29条) (条文省略)</p> <p>第30条 (監査役の選任)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ (条文省略)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第30条) (現行どおり)</p> <p>第31条 (監査役の選任)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ (現行どおり)</p>

